

平成 2 2 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 1 年 6 月

関 東 地 方 知 事 会

平成21年5月28日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成21年6月

関東地方知事会

会 長	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	東 京 都 知 事	石 原 慎太郎
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	松 沢 成 文
	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	静 岡 県 知 事	石 川 嘉 延
	長 野 県 知 事	村 井 仁

目 次

1	地方分権改革の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	直轄事業負担金制度の改革について	・ ・ ・ ・ ・ 4
3	道路網の整備促進等について	・ ・ ・ ・ ・ 6
4	低炭素型社会の実現に向けた我が国の政策に関する提言について	・ ・ ・ ・ ・ 14
5	医師確保対策について	・ ・ ・ ・ ・ 15
6	地方税（個人県民税・都民税等）に係る課題への対応について	・ ・ ・ ・ ・ 16
7	高齢者等が入居する施設の総合対策について	・ ・ ・ ・ ・ 17
8	高金利地方債の補償金免除繰上償還の要件撤廃及び更なる実施について	・ ・ ・ ・ ・ 19
9	警察活動における人的基盤の整備について	・ ・ ・ ・ ・ 20
10	受動喫煙防止対策の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 21
11	森林整備法人への支援について	・ ・ ・ ・ ・ 22
12	地震・火山噴火対策の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 23
13	経済・雇用対策の充実・強化について	・ ・ ・ ・ ・ 26

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

しかしながら、政府の地方分権改革推進委員会における議論を見る限り、各府省の分権改革に対する姿勢は全く後ろ向きであり、国の「出先機関改革に係る工程表」においては、第2次勧告に明記された具体的内容には一切触れられていないなど、改革の後退が懸念される。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告の内容や地方の声を最大限尊重し、早期に地方分権改革推進計画を策定のうえ「新分権一括法」を成立させ、全力を挙げて第二期地方分権改革に取り組むべきである。

特に、現在、急激な景気の後退、雇用情勢の深刻化が続いている中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体改革による交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っており、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠な状況となっている。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 事務・権限の移譲等

国は、外交、防衛、通貨等国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねるという、地方分権改革推進法の基本方針や、既に全国知事会から出されている提言に基づき、権限移譲、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大などを進めること。

また、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕

組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

2 国の出先機関改革

国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査し、地方に対して事務・権限とその事業の実施に必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

また、第2次勧告で示された35,000人の職員削減を真摯に受け止め、抜本的改革に向けて取り組むべきであり、「地方振興局（仮称）」等については、権限移譲を進めながら、そのあり方について十分検討すること。

3 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

地方の税収が歳出に見合ったものになるよう、当面、国と地方の税源配分5：5を目指して、地域偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることのないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向に逆行するものであり、直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

4 地方消費税の拡充

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安

定的な地方消費税の税率引き上げを含めた拡充について、消費税と併せて国民的議論を喚起し、抜本的な検討に直ちに入ること。

5 地方交付税の復元・充実

地方交付税については、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

特に、平成21年度に別枠で1兆円の増額があったものの、三位一体の改革により地方交付税が5.1兆円削減されたことは極めて不合理であり、今後の地方財政対策においても、地方の行政需要を的確に把握し、地方において安定的な行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を充実すること。

また、平成21年度に時限を迎える臨時財政対策債は、本来の地方交付税として復元すること。

6 国庫補助負担金改革

国・地方を通じた簡素で効率的な行政組織を確立するとともに、地方の自由度を高めるため、国庫補助負担金の総件数を削減するなど大幅な整理合理化を進めること。

その際、地方が行うことが真に必要な事業については、権限と財源を一体的に地方に移譲すること。

とりわけ、三位一体の改革で、補助金等の整理合理化を進めたにも関わらず、新たに、恒久的な地方向け補助金や交付金、市町村や団体に直接交付する補助金等を創設するなどして、国の関与を存続・拡大させることは、まさに分権改革の流れに逆行するものであり、行わないこと。

7 「(仮) 地方行財政会議」の設置

地方に関わる重要事項について、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、地方と政府の代表者等が協議を行う「(仮) 地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

2 直轄事業負担金制度の改革について

直轄事業負担金は、事業の実施について、事前に地方と十分な協議を行う仕組みが確立されておらず、経費内訳等の詳細な情報提供のないことや、本来国で負担すべき経費についても、地方に対し財政負担を強いていることなど不合理なものとなっており、これまで全国知事会等が見直しを申し入れてきたが、政府は具体的な対応を怠ってきた。

このような中、直轄事業負担金に国の庁舎の改修費等が含まれていたことが明らかになったが、この取扱いは、都道府県の土木事務所に係る庁舎整備費が補助事業の対象経費に含まれないことに鑑みても、著しく不合理なものである。

また、維持管理費については、例えば、都道府県道には国庫補助がないことに比べ、国道は国が全額負担すべきものであるにもかかわらず、都道府県が45パーセントも負担していることなど、極めて不合理な面が多い。

さらに、業務取扱費（事務費）に関しては、補助事業は事業規模に応じて上限が設定されている一方、直轄事業はそうした基準が明らかでないという問題点も有している。

国においては、今般「地域活性化・公共投資臨時交付金」により地方負担額の軽減を図るとしているが、このような当面の資金手当てで済ますことなく、根本から制度を見直すことが必要である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理であることから、廃止等の抜本的な見直しを行うこと。
- 2 当面の対応として、直ちに、国庫補助事業と同様の内訳明細の情報開示を行うとともに、負担金の対象範囲等の見直しを行うこ

と。

また、地方公共団体の意見を十分反映できる事前協議の仕組みを設けること。

- 3 維持管理費は当然管理主体が負担すべきものであり、維持管理費にかかる地方負担は来年度から廃止すること。

3 道路網の整備促進等について

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等の整備は、国土の均衡ある発展を図る根幹となるものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し地域経済の活性化を図る上で喫緊の課題となっており、強力に整備促進を図ることが必要である。

さらに、百年に一度とも言われる経済危機の中で、経済・物流の要となる首都圏の道路整備を推進することが、雇用創出や内需拡大といった公共投資の効果の観点からも重要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

なお、地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国の責任で実施すべき道路整備については着実に実施するとともに、地方が行う必要な道路整備の財源についても確実に確保されたい。

1 北関東自動車道の建設促進

北関東自動車道は、茨城・栃木・群馬3県の連携を強化するとともに、広域連携物流特区にも認定された沿線地域等の、広域的な産業、文化、人材の交流拡大を図り、新たな経済・文化軸を創造する極めて重要な基盤施設である。

さらには、上信越道・中部横断道により関東大環状連携軸として広域ネットワーク化がされ、新たな経済文化圏の発展に寄与する。

平成20年12月には、栃木・茨城県境となる真岡ICから桜川筑西ICまでの14.9キロメートルが開通し、東北自動車道と常磐自動車道が接続されたことにより、北関東自動車道の整備率は約8割となった。

残る区間となった栃木・群馬県境の太田桐生ICから岩舟JC

T（仮）までの23.9キロメートルについても、早期の全線供用に向けて、事業を促進し、可能な区間から順次供用を図ること。

2 東北縦貫自動車道宇都宮 I C 以北の6車線化整備計画の策定と渋滞対策の早期実施

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

ついては、交通渋滞を解消し、高速性・定時性を確保するため、宇都宮 I C 以北においても6車線化整備計画の早期策定を図るとともに、当面の対策として、現在事業中の矢板 I C（上り線）加速車線の延伸をはじめとした渋滞対策を早急に実施すること。

3 上信越自動車道全線の4車線化の早期完成

上信越自動車道は、日本海側と内陸部、さらには太平洋側との交流を拡大するネットワークを形成する重要な路線である。

平成11年10月に全線供用開始されたが、同路線の機能を十分活かす上からも、引き続き、4車線化工事中区間の早期完成と暫定2車線供用区間の早期4車線化を図ること。

4 都市高速道路中央環状線の早期完成

都市高速道路中央環状線は、首都圏三環状道路のうち、最も都心寄りで、都心からおよそ半径約8キロメートルに位置する、総延長約47キロメートルの環状道路であり、都心に集中する慢性的な交通渋滞を緩和する重要な役割をもつ路線である。

このため、既に開通している東側区間及び王子線に引き続き、現在事業中である西側の新宿線と品川線の早期完成のため、必要な財源の措置を講じること。

また、既に開通している区間においても、中央環状線本来の機能を発現させるため、渋滞対策を推進し、必要な事業に対して財

源の措置を講じること。

5 東京外かく環状道路の早期完成

東京外かく環状道路は、都心から約15キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約85キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものである。

平成17年11月に、既に開通している関越道（練馬区）から常磐道（三郷市）間に続き、三郷JCTから三郷南IC（三郷市）までの約4キロメートルが開通した。

引き続き、東関道（市川市）までの約16キロメートルの事業中区間について、環境に配慮しながら、事業を着実に推進し、平成27年度までに開通させること。

また、関越道（練馬区）から東名高速（世田谷区）間の約16キロメートルについては、大深度地下を基本とする都市計画を平成19年4月に決定し、平成21年4月に開催された国土開発幹線自動車道建設会議において「整備計画」が定められ、平成21年度内に事業着手することとなった。今後は、東京外かく環状道路の一日も早い完成に向けて、工程短縮の努力を図るとともに、必要な財源の措置を講じること。また、事業着手後も、継続的にコスト縮減に努めること。なお、事業実施に当たっては、地域環境やまちづくりに配慮すること。

6 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおおよそ半径40～60キロメートルの位置に計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し交流を促進することにより、地域発展の基盤として重要な役割を果たす、総延長約300キロメートルの幹線道路である。

八王子JCTから鶴ヶ島JCT間の開通により中央道と関越道

が接続し、高速道路ネットワークの一部が形成され、渋滞緩和などの整備効果を発揮していることから、整備促進によりさらに大きな効果が期待されている。

平成21年3月には、阿見東ICから稲敷ICまでの約6キロメートルの区間が開通した。

については、引き続き、有料道路制度の積極的な活用などにより一層の事業の促進を図るとともに、「目標宣言プロジェクト」に沿って、早期かつ確実に全線を開通させること。

7 第二東海自動車道（新東名）の建設促進

第二東海自動車道（新東名）は、第一東海自動車道（東名）の利用実態、渋滞状況から高速交通需要の適切な機能分担を図るため計画されたものであり、かつ、災害時の緊急輸送路としての役割も大きいことから、「整備計画区間」については、整備を促進し、早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」及び「予定路線区間」である、海老名市以東の区間については、計画の促進を図ること。

8 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成することにより、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な路線である。

このため、「整備計画区間」である吉原JCT（仮）～増穂IC間及び八千穂IC（仮）～佐久JCT（仮）間については、整備を促進し、早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」である長坂JCT～八千穂IC（仮）の間については、整備計画の早期策定を図ること。

9 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河（愛知県）、遠州（静岡県）、南信（長野県）の各地域を相互に結ぶことにより、新しい地域構造の構築に寄与するための重要な道路であり、平成20年4月に飯田山本ＩＣ～天龍峡ＩＣ間が開通したところである。

このため、「整備計画区間」については、整備を促進し、早期完成を図り、「基本計画区間」については、整備計画の早期策定を図ること。また、同自動車道と一体として機能すると計画した一般道路の整備を早期に推進するため、国として必要な財政措置を講じること。

10 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

11 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、近年、交通需要の増加に伴い特に渋滞が深刻な上野原ＩＣ～大月ＪＣＴ間について、6車線化事業が進められ、平成15年3月に完成したところである。

しかし、高井戸～上野原間においては、慢性的な渋滞が依然発生しており、また、平成19年6月の圏央道の接続後、中央自動車道の交通量はさらに増加していることから抜本的な渋滞対策が必要と考える。

については、当面、上野原ＩＣから八王子ＪＣＴ間の整備計画の策定を図ること。

また、都留ＩＣは、地域の活性化を支援するインターチェンジ

として、第1回国土開発幹線自動車道建設会議において、フルインターチェンジ化が認められ、事業に着手していることから、今後も整備の促進に特段の措置を講ずること。

さらに、中央自動車道と東名高速道路を結ぶ東富士五湖道路の須走IC以東の整備（国道138号須走道路・御殿場バイパス）は、産業・経済や観光振興及び防災などに大きな効果が見込まれる極めて重要な事業である。

現在、国はこれらの道路について、調査を進めているが、関係自治体と連携を図り、早期着工に向け特段の措置を講ずること。

12 東関東自動車道の建設促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や、茨城港、さらには成田国際空港や、平成22年3月に開港する茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第3次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

このため、（仮）茨城町JCT～（仮）茨城町南IC間については茨城空港開港に合わせた供用開始を図るとともに、（仮）茨城町南IC～（仮）鉾田IC間については整備を促進し早期完成を図ること。また、平成21年4月に開催された国土開発幹線自動車道建設会議において「整備計画区間」に格上げされた潮来IC～（仮）鉾田IC間についても、速やかに事業に着手し、早期完成を図ること。

なお、本道路の追加ICである（仮）湾岸船橋ICと（仮）酒々井ICについても、早期完成に向け必要な財源の措置を講じること。

また、東関東自動車道館山線（館山自動車道）は、一般国道127号富津館山道路などの広域幹線道路と一体となって千葉市と

館山市を連絡し、これに接続する東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などとともに、南房総地域と首都圏各地域との文化・観光・経済等多様な連携強化を促し、地域の発展、活性化に欠くことのできない重要な道路である。

平成21年4月に開催された国土開発幹線自動車道建設会議において決定された暫定2車線区間である君津ICから富津竹岡IC間の4車線化について、早期完成を図ること。

13 スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、サービスエリアやパーキングエリア等への接続や、本線へ直結することで、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するほか、地域振興や観光地等の活性化に繋がる極めて有効なインターチェンジである。

については、平成21年2月に作成された新たな「スマートインターチェンジ制度実施要綱」等に基づき、スマートインターチェンジの整備促進を図るため、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保に努めること。

14 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

加えて、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型貨物車の利用促進などの効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていくためには、高速道路ネットワークを十分活用できるよう政策誘導を図ることが重要である。

このため、東京湾アクアラインなどを含む首都圏の高速道路ネットワークについては、より外側の環状道路へ交通誘導を行うと

ともに、同一発着同一料金を基本とし、さらには、複数の料金体系の存在による割高感の解消や、長距離利用者や大型車の利用促進等にも対応した一体的で利用しやすい料金体系を実現すること。

4 低炭素型社会の実現に向けた我が国の政策に関する提言について

地球温暖化がもたらす破局的事態を回避し、我々の子孫にこの地球を引き継いでいくためには、世界全体で温室効果ガスを大幅に削減し、低炭素型社会を実現していく必要がある。

世界各国が京都議定書以降の温室効果ガス削減に向けた国際的枠組みを設定するべく検討を重ねる中、我が国は速やかに温室効果ガス削減の中期目標を策定し、国際的枠組みづくりをリードしていくとともに、地球環境の保全と持続可能な経済の両立を図るため、次の制度改善等を速やかに講じられたい。

1 再生可能エネルギーの利用拡大

欧米諸国に比べて大きく遅れている送電系統への優先接続を認めるとともに、再生可能エネルギーの普及促進に大きな効果が期待できる固定価格買取制度を太陽光以外の再生エネルギーにも拡大すること。

また、個人住宅への太陽熱利用機器の補助制度を本格的に導入するとともに、グリーン熱証書の利用拡大等を推進すること。

2 建築物における省エネ対策の推進

エネルギー使用量の増加が著しい大都市の業務ビルなどの省エネ化が進むよう、技術面や資金面での支援に取り組むこと。

3 自動車交通におけるCO₂削減の推進

低燃費車の技術開発を促進すること。また、電気自動車等次世代自動車の普及を図るため、その鍵となる充電設備の整備に取り組むなど必要な措置を講ずること。

5 医師確保対策について

医療の高度化、専門化に加え、インフォームドコンセントの充実等患者ニーズの多様化や、女性医師数の増加など、医師を取り巻く環境が大きく変化する中、医師の絶対数の不足に加え、地域偏在や診療科における偏在などにより、全国的に医師不足問題が一層深刻化しており、我が国の医療体制は崩壊の危機に瀕していると言っても過言ではない。

このような現在の医療体制の危機は、国の政策に起因するものであり、国はその責任を十分に自覚して、実効性のある医師確保対策に早急に取り組むべきである。

その際、医師養成に多額の公費負担が行われている現状や医師に求められる公的責務なども踏まえたうえで、現在の医師の勤務のあり方の見直しも含め、抜本的な医師の偏在是正対策を検討する必要がある。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医学部定員増の方針転換後においても、地域により医師不足が想定されることから、必要な地域には今後更なる定員増の措置を講じること。
- 2 医師の地域偏在対策として、医師不足地域における勤務を促進するため、不足地域への一定期間の勤務を義務付ける等、制度的な方策を講じること。
- 3 医師の診療科偏在を是正するため、診療報酬の見直しを進めるとともに、大学や関係学会と連携して、専門医の適正配置等を勘案した医療制度の見直しなど不足診療科の医師確保のための具体的な方策を早急に講じること。

また、医師と看護師・コメディカル・医療クランク等の連携の強化など医師の負担を軽減するための対策を早急に講じること。

- 4 今後ますます増加が見込まれる女性医師が継続して働くことができるよう、勤務体制の弾力化、保育制度の充実、再就職支援等、就業環境の整備のために必要な措置の充実を図ること。

6 地方税（個人県民税・都民税等）に係る課題への対応について

所得税法等の一部を改正する法律（平成21年4月1日施行）の附則において、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講じることが定められた。

これに併せて、地方税財源の充実についても検討することとされているが、地方財政の現状は、徹底した行財政改革にもかかわらず、現下の経済情勢を反映し、税収の大幅な落ち込みにより多額の財源不足が見込まれるなど、大変厳しい状況にある。

今後ますます多様化・複雑化していく行政課題に着実に対応するためにも、自立的・持続的な財政運営が可能となるよう、次の地方税制に係る課題について、特段の措置を講じられたい。

- 1 個人県民税・都民税は、国からの税源移譲を受け、都県の基幹税目としての位置づけが一層高まっている。

しかし、個人県民税・都民税の賦課徴収は、法律で市区町村に委ねられており、増加する収入未済額の縮減について、都県が効果的な対策を講じられないような状況にある。

については、現年課税分の滞納についても徴収の引継ぎの対象とするなど、基幹税目である個人県民税・都民税の徴収に都県がより直接的に関与できる制度を構築すること。

- 2 法人二税の還付金は、景気低迷の影響を受け大幅に増加しており、これに連動して還付加算金の支出も増加し、地方財政の大きな負担となっているところである。

この例にも見られるように、還付加算金の法定利率は、現在の市中金利の水準と比較して高率となっていることから、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

7 高齢者等が入居する施設の総合対策について

平成21年3月19日深夜に発生した群馬県渋川市内の「静養ホームたまゆら」の火災事故は、10名の方が亡くなるという痛ましい惨事となった。この施設は特定非営利活動法人が運営し、主に都市部において行き場のない低所得高齢者等の受け入れ施設であった。

防災面においては自動火災報知設備や火災通報装置、スプリンクラー設備などの消防用設備が必要とされない程度の小規模施設であり、また、一部建築確認を行っていない建物もあるなどその特異な状況が見られる施設であった。

そこで、今後このような惨事を起こさないため、市民だれもが安全に安心して暮らせる社会とするため、次の事項について実効性のある対策を早急に講じられたい。

1 有料老人ホーム等について

- (1) 有料老人ホームの要件を法令においてより明確に規定するとともに、高齢者等が入居する法的位置づけのない施設についても立入調査等ができるよう老人福祉法の必要な改正を行うこと。
- (2) 有料老人ホームの安定経営と将来にわたるサービス提供を担保するため、保全事由の拡大や供託を含めた現在の一時金保全措置等の更なる強化を図ること。

2 高齢者等の受け入れ体制について

- (1) 特別養護老人ホームなどについては、ユニット型を基本としつつも、プライバシーへの配慮などの条件を設定した上で、低所得者も利用できるような、地域の実情に応じた柔軟な施設基準のあり方を検討すること。

また、ユニット型特別養護老人ホームなどを低所得者にも利用しやすいように特定入所者介護サービス費の支給額を充実す

るとともに、認知症高齢者グループホームも支給対象とすること。

- (2) 低所得高齢者等のための多様な受け入れ施設について整備促進のための方策を講じること。
- (3) 遊休公共施設の活用を図るため、補助金の弾力的な運用ができるよう制度を見直すこと。
- (4) 上記の施設整備にあたっては、国庫補助若しくは明確な財源手当を行うこと。

3 入居者の安全対策について

高齢者等自力避難困難な者が主として入居する施設では、火災が発生した場合、初期消火に対応することができないため、全ての施設にスプリンクラー設備の設置を義務付けるよう消防法を改正すること。

設備整備にあたっては国の財政支援を行うこと。

8 高金利地方債の補償金免除繰上償還の要件撤廃及び更なる実施について

国は利率５パーセント以上で貸し付けた旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金について、平成１９年度から平成２１年度までの３年間の臨時特例措置として補償金を免除する繰上償還を認めている。

これにより、各地方公共団体においては、繰上償還の要件を満たす地方債について繰上償還を実施している。

しかしながら、この臨時特例措置の経過後においても、実質公債費比率や公営企業の資本費等の繰上償還要件を満たさないために未償還となっている高金利地方債が、多額に上っている。

さらに、世界的な経済の減速や福祉・医療関係費など義務的経費の増加等により地方財政が厳しい運営を迫られている中、この未償還の高金利地方債に係る利子負担が多額となっており、現下の地方財政を大きく圧迫している。

そこで、地方の公債費負担をより一層軽減するため、高金利地方債の償還要件を撤廃の上、更なる補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講じられたい。

9 警察活動における人的基盤の整備について

平成20年中における全国の刑法犯認知件数は、約180万件で、平成15年以降6年連続で減少しているものの、犯罪の悪質化、巧妙化、潜在化により、警察捜査に係る負担は一層増大している。

また、全国において平成18年に実施した治安に関する世論調査では、ここ10年間で「治安が悪くなったと思う」と感じている人が約80パーセント程度と極めて厳しい結果となっている。

特に、関東圏においては、全国の刑法犯認知件数の約40パーセントを占めているほか、国民の体感治安に最も影響の大きい殺人、強盗などの重要犯罪、侵入盗、自動車盗などの重要窃盗犯認知件数は、全国の上位10位以内に、4～5県が含まれているなど、治安情勢は極めて憂慮すべき状況にある。

平成21年度は、全国で959人の警察官が増員され、関東圏においても相応の増員がなされたところであるが、多岐にわたる警察活動を適切かつ円滑に推進するためには、十分な体制とは言えない状況である。

こうした厳しい治安情勢の下、治安再生に向けた取組を強化し、国民の体感治安を向上させ、より安全で安心な生活を確保するため、今後も警察活動における人的基盤の整備を図るとともに、適切な財政措置を講じられたい。

10 受動喫煙防止対策の推進について

他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」は、がんを始めとする多くの疾病のリスクを高めるなどの健康への悪影響があることが科学的証拠により明白に証明されており、住民の健康を守るため、より一層の受動喫煙防止対策の推進を図っていくことが求められている。

各団体では、受動喫煙防止条例の制定や意識啓発に向けたキャンペーンの実施等、独自の取組を推進しているところであるが、住民の受動喫煙防止をさらに徹底し、効果的なものとしていくためには、全国的な取組が必要不可欠である。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約では、効果的な立法上の措置等を求めており、条約に基づくガイドラインにおいては、屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきであるとして、2010年2月までに立法上の措置等を積極的に促進するとしている。しかし、現状では、健康増進法において、受動喫煙防止措置は努力義務にとどまっており、法改正の動きも見られない。

そこで、受動喫煙による健康への悪影響から国民を守るため、条約批准国として誠意をもって条約を遵守すべく、実効性ある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の充実強化を早期に講じられたい。

11 森林整備法人への支援について

我が国の森林については、長期にわたる木材価格の低迷などから森林所有者の林業経営意欲が減退し、健全な森林の維持に必要な整備が行われず、公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。

一方、森林に対する国民の要請は、かつてのような木材生産の拡大を求めるものから、地球温暖化防止や水資源のかん養など、多様な機能の発揮へと変化しており、特に人工林における適切な森林整備の推進が課題となっている。

このような中、林業公社は、地域林業や公的森林整備の重要な担い手として、健全な森林の整備の推進に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、全国的な問題として、分収造林事業に係る借入金が増大や膨大な金利負担等に加え、長期にわたる材価の低迷などにより、当初計画どおりの収入が得られず多額の債務を抱えるなど、将来に向け経営基盤が揺らいでいるとともに、公益法人改革3法の施行により、公社を取り巻く状況は更に厳しいものとなっている。

については、森林吸収源対策の着実な推進や国土保全など、森林の多面的機能を維持し、森林に対する多様な社会的要請に応えるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 森林整備事業全般に係る補助制度の拡充強化
- 2 林業公社の経営安定に向けた累積債務処理対策の拡充強化
- 3 特別交付税の算入率の更なる引き上げなど、林業公社を支援する地方公共団体への地方財政措置の更なる拡充
- 4 長伐期化、非皆伐施業など新たな施業への転換に伴う分収契約の変更を円滑に実施するための法・税制度の整備

12 地震・火山噴火対策の推進について

首都直下地震や東海地震の発生の切迫性が指摘されている中、国と地方公共団体が一体となって、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた地震防災対策を一層推進するとともに、将来の活動が懸念される富士山等の火山活動に対する防災対策を充実する必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 東海地震等の地震対策を計画的に進めるためには、地震対策緊急整備事業及び地震防災緊急事業を円滑に実施することが必要であることから、優先的に同事業の実施が図られるよう、所要の予算措置を講ずること。
- 2 平成21年度末に期限切れを迎える「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長すること。
- 3 首都直下地震や東海地震、さらには火山活動に関する防災対策を効果的に推進するため、地震・火山噴火予知観測体制や火山情報の関係自治体への迅速かつ詳細な説明を加えた情報伝達体制の整備・充実を図るとともに、地震及び火山噴火予知の確度の向上に関する調査、研究や津波監視体制の充実・強化を推進すること。
また、内陸の活断層に対する統一的な対策方針を確立すること。
- 4 我が国最大の活火山であり、首都圏などの人口密集地に近接する富士山等の火山防災対策を推進するため、火山噴火予知観測体制の整備・充実を図るとともに広範囲にわたる降灰の処理対策方針の確立及び広域的な防災訓練の実施など防災体制の充実・強化を図ること。
- 5 被災者生活再建支援制度については、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講ずること。

また、併せて住宅の共済制度創設や地震保険の加入促進など、

自助・共助・公助を組み合わせた被災者の住宅再建制度の充実に向け、法整備等の措置を講ずること。

- 6 木造住宅の耐震化に対する国の支援拡充を行うこと。

また、住宅の耐震改修促進税制における所得税額の特別控除の制度拡充を行うこと。

- 7 陸路が寸断された場合でも迅速かつ円滑な災害救援に対応するため、医療や避難者収容等の災害救援諸機能を備えた船舶を整備すること。また、その利活用として、平常時には各地へ寄港しての救急医療研修や離島等の医療過疎地への巡回といった場面にも役立てていくこと。

- 8 災害時の迅速な消火活動を可能にする飛行艇を自衛隊に導入すること。

- 9 同報無線の屋外スピーカーは、雨天時等に聞き取りにくいなどの欠点があるため、安価な同報無線戸別受信機の普及を図ること。

また、地上デジタル放送を津波警報や緊急地震速報等の緊急時の情報伝達システムとして活用するため、受信機に放送局からの起動制御機能の必須化を図ること。

- 10 緊急地震速報の精度の向上と利活用促進に向けた積極的な広報を行うこと。

- 11 消防救急の広域化対象市町村が行う通信指令施設のシステム統合、無線中継施設の整備等に対する財政措置を講ずること。

- 12 消防防災通信ネットワークのデジタル化に対して、国が主導的に取り組むとともに、積極的な技術支援を行うこと。

また、消防防災通信ネットワークの周波数移行において十分な猶予期間を設定すること。

さらに、消防防災通信ネットワークのデジタル化に対して、特別な財政措置を講ずること。

- 13 大規模災害発生時には、地域の共助による災害応急対策が不可欠であることから、従業員の参画を始め、備蓄物資、敷地等の地

域への開放など、地域防災活動に積極的な事業所に対する優遇措置、防災教育の学習指導要領への明確な位置付け、及び災害時要援護者の支援を担う人材に対する発災時の対応等に関する研修等の充実など地域防災力の確保・維持に対し、国が主導的な取組と積極的な支援を行うこと。

- 14 大規模な災害が発生した場合、被災者が安心して治療を受けられるように、医療保険の保険料及び一部負担金の減免を行った保険者に対して、国は減免額の全額について補填措置を行うこと。
- 15 病院の耐震化に対して、補助対象範囲を拡大するなど、国の支援を強化すること。

13 経済・雇用対策の充実・強化について

世界は、深刻な経済危機に見舞われており、激しい信用収縮、世界総需要の大幅減退、資産価格の下落等により、景気の底が見えない厳しい状況が続いている。

我が国も、本年第1四半期の国内総生産（GDP）が年率換算で前期比マイナス15.2パーセントと戦後最大の下げ幅となっている。

地方自治体では、雇用の確保や中小企業金融対策、公共事業の前倒しによる内需の下支えなど地域経済対策に全力を挙げている。

とりわけ中小企業には、現在の大きな需要不足を解消する抜本的な対策が早急に必要であるが、地方の取組みだけでは限界がある。

そこで、国においては、平成21年4月10日に「経済危機対策」を発表し、現在、補正予算関連法案が審議されているが、経済・雇用対策について引き続き全力で取り組むとともに、その実施に当たっては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 実需の喚起につながる「経済危機対策」を早期に実施すること。
- 2 「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」、「地方消費者行政活性化交付金」、「子育て支援対策臨時特例交付金」の各交付金について、地方の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう、要件の緩和や制度の拡充を行うこと。
- 3 新たな交付金の制度設計に当たっては、事業の効果を最大限に発揮させるため、地方の実情を反映させた使い勝手の良いものとなるよう十分に配慮すること。
- 4 「環境」、「健康長寿」など将来の成長が見込まれる分野については、中長期的な視点から「経済危機対策」以降も、需要拡大、研究開発、人材育成等に対する支援を引き続き行うこと。